

資料編

資料編

1 札幌市動物愛護管理のあり方検討委員会の名簿

(札幌市保健所運営協議会 札幌市動物愛護管理のあり方検討委員会名簿)

平成26年4月22日現在

委員名	公職及び役職
上杉 由希子	認定NPO法人 HOKKAIDO しっぽの会 副理事
大屋 聡子	公募委員
折戸 直美	公募委員
海野尾 英樹	学校法人吉田学園 吉田学園動物看護専門学校 副校長
桂 太郎	札幌市小動物獣医師会 会長
佐藤 真妃	公募委員
高橋 徹	公益社団法人 北海道獣医師会 会長
滝口 満喜	国立大学法人 北海道大学 大学院獣医学研究科 教授
名取 裕憲	公益社団法人 日本愛玩動物協会 北海道支部長
樋原 均	北海道ペット事業協同組合 組合長

五十音順 敬称略

2 検討経過

(1) 設置形態と委員構成

札幌市保健所運営協議会の専門部会として、「札幌市動物愛護管理のあり方検討委員会」を設置し、専門的な見地より審議を実施。

[H26. 2. 27 札幌市保健所運営協議会の承認、委員会開催計 5 回 (H26. 3～H26. 10)]

・委嘱委員は、学識経験者（獣医系大学 1 名、獣医師会 2 名）、動物取扱業者 1 名、動物専門学校 1 名、動物愛護団体代表 2 名（女性 1 名）公募市民 女性 3 名
合計 10 名（内女性 4 名）

(2) 主な検討内容

- ・ 第 1 回 (H26. 3. 27) 市民委員の選任
- ・ 第 2 回 (H26. 5. 14) 札幌市動物愛護管理行政の目標と基本方針
- ・ 第 3 回 (H26. 6. 30) センターの名称と体制、動物愛護管理に関する条例制定
- ・ 第 4 回 (H26. 7. 31) 条例制定、主不明の猫対策、愛護推進協議会（仮称）の設置
- ・ 第 5 回 (H26. 10. 14) 提言書（案）の作成、その他

(3) 審議概要

- ア 札幌市が掲げる動物愛護管理行政の目標について
- イ 札幌市の動物愛護管理に関する条例の制定について
- ウ 動物管理センターの業務のあり方について
- エ 動物管理センターの名称について
- オ 飼い主のいない猫対策について
- カ 札幌市動物愛護推進協議会（仮称）の設置について

3 提言書

別紙のとおり

【別紙】

平成 26 年 11 月 13 日

札幌市長 上田 文雄 殿

札幌市保健所運営協議会
委員長 松家 治道

札幌市の動物愛護管理行政のあり方について（提言）

札幌市保健所運営協議会において、札幌市の動物愛護管理行政のあり方に係る下記事項について審議しましたので、下記のとおり協議会の意見を付して提言します。

なお、本件については、専門部会「札幌市動物愛護管理のあり方検討委員会」を設置しまして、専門的な見地から審議をお願いしましたことを申し添えます。

記

1 札幌市が掲げる動物愛護管理行政の目標について

札幌市が提示した「人と動物が共生する社会の実現」については、動物を飼う人も飼わない人も動物と共に平和に暮らす共生社会の実現に向け努力するという一方で、行政と市民が共に目指すべきものであります。

また、この目標を達成するために掲げる3つの重点項目「動物愛護精神の涵養」「動物の管理体制の整備」「動物の福祉向上」については、動物愛護管理行政をさらに進めていく上でバランスが取れており、まとまっていると考えます。

中でも「動物の福祉向上」については、虐待や多頭飼育等、動物に関する様々な問題が表面化する現代において重要となってくる項目であり、条例等で定義し、市民に明確に提示していくことは大変意義のあることと考えます。

しかしながら、このような目標の達成においては、動物を飼育する人や関心のある人だけではなく、動物を飼育していない人や関心のない人、動物が嫌いな人たちにも理解できるような方向性で進めていかなければならないと考えます。

つきましては、今後、目標の達成を目指すために推進する事業等については、上記の点を十分に検討するよう要望し、継続した進捗状況の報告など進行管理をお願いします。

2 札幌市の動物愛護管理に関する条例の制定について

札幌市が提示した目標を達成するためには、札幌市独自の動物愛護管理に関する条例を制定する必要があると考えます。

条例の内容に関する意見については、次のとおりです。

(1) 関係者等の責務について

札幌市が掲示した目標の達成については、関係者それぞれが自覚を持ち、かつ協力して施策等を実施していく必要があると考えます。

その中でも、市民については、動物を飼育している人だけが責務を負うと思われる可能性があることから、条例には、動物を飼育していない人も責務を負って協力していかなければならないと明確に記載するよう要望します。

(2) 動物の飼い主の遵守事項について

動物の飼い主の遵守事項に関し、条例に盛り込む内容については、以下の点について要望します。

- ・所有者等明示措置の方法等として、鑑札や迷子札の装着だけでなく、具体的に「マイクロチップの挿入」という言葉を盛り込むこと。
- ・動物の愛護及び管理に関する法律では動物の遺棄について罰則規定が設けられていますが、安易な飼育放棄が多い中、「動物を捨ててはいけないこと」について改めて条例に明記すること。

(3) 犬の飼い主の遵守事項について

犬の飼い主の遵守事項に関し、条例に盛り込む内容については、以下の点について要望します。

- ・係留の方法や咬傷事故の届出については、原則、現在の札幌市畜犬取締り及び野犬掃とう条例の内容を踏襲すること。
- ・犬が公共の場所等において排せつした場合の適切な処理については、マナーがあまり守られていない現状を踏まえ、糞を持ち帰ることだけではなく尿についても適切な処理をすることを条例に明記すること。

なお、飼育の最終目標として、犬を外に連れ出す際は、自宅で排せつを済ませる努力をするよう条例に盛り込むことを検討すること。

(4) 多頭飼育の届出について

多頭飼育の届出については、条例に届出制度を盛り込むことを要望します。

なお、届出対象動物については、犬猫に加え、その他の動物についても今後のペット情勢を踏まえ、随時慎重に検討するよう要望します。

(5) 引取手数料の設定について

現在、札幌市では、飼育できなくなった動物を引き取る場合の手数料について、他都市が有料である中、無料となっています。

動物の愛護及び管理に関する法律では、終生飼養が明示され、これに反し、引取依頼する飼い主には、応分の費用の負担を求めべきであり、また、これにより、安易な放棄の抑止力にもなることから、飼えなくなった動物を引き取る場合については、引取手数料を設定し、有料とすることを強く要望します。

3 動物管理センターの業務のあり方について

今後の札幌市動物管理センターのあり方に関する意見については、次のとおりです。

(1) 施設について

今後更に動物愛護を進めていくためには、施設の機能として、市民が親しみやすく、利用しやすく、様々な人々が交流できる場であることが望まれると考えます。

現在の動物管理センターは、動物の収容施設（動物管理センター福移支所）のみが郊外に設置されていることから上記の機能を果たせていません。

つきましては、現在の2か所ある施設をできる限り交通アクセスの良い場所の1か所に集約すること及び交流できる場としての様々な施設機能を整備することを検討していただくよう要望します。

なお、上記の検討に際しては、次の2点について慎重に検討いただくよう併せて要望します。

- ・災害時の愛護動物の救護、周囲への迷惑防止等に配慮し、十分な広さや立地条件等を含む場所の選定及び機能の整備
- ・目標に掲げる動物の福祉の向上を目指すために、長期間収容によるストレスの軽減等に配慮した設備を整えるとともに、シェルターメディスンの考え方（※）を取り入れることができる機能の整備

（※）「シェルターメディスンの考え方」とは

シェルターで暮らす動物に特化した獣医学のこと。シェルター内で暮らす動物たちの健康を維持しながら群管理を行い、心身ともに健康な動物を一頭でも多く譲渡することを目的としている。

(2) 事業について

今後の動物愛護に関する普及啓発においては、これまで以上に、地域、学校、家庭等において、様々な機会をとらえた教育活動や広報活動等に取り組むことが大変重要となり、その中でも、特に、次代を担う子どもたちに対する動物愛護の情操教育を推進していくことが社会的に求められています。

つきましては、今後の事業の推進について、行政、市民及び教育機関を含む関係機関が連携し、協働して施策を実施していけるための体制づくりを構築するとともに、特に動物を飼育していない人・関心のない人や子どもを対象とした事業を推進していくよう要望します。

(3) 札幌市が策定を検討する基本計画について

基本計画の策定については、本提言の内容に特段の留意を払い策定するよう要望します。

4 動物管理センターの名称について

センターの名称については、現在の「動物管理センター」という名称は、硬い表現であり、親しみやすい名称ではないと考えます。

札幌市が掲げる目標の達成に向けて主体となって活動する行政の担当部は、動物愛護管理行政について良いイメージを持ってもらうため、親しみやすい名称であることが望ましいと考えることから、愛護や福祉などの言葉を取り入れた名称に変更するこ

とを要望します。

また、今後は、子どもにも親しみを持ってもらえるよう愛称を取り入れることも検討するよう要望します。

5 飼い主のいない猫対策について

飼い主のいない猫の取り扱いについては、全国的に難しい問題となっています。

不幸な猫を一匹でも減らすために、以下の点について要望します。

- ・ 飼い主のいない猫に餌を与える人については、その責任を条例等で明確にし、責任を持って管理行動してもらえよう検討すること。
- ・ 飼い主のいない猫の避妊・去勢手術に係る助成制度の構築を検討すること。
- ・ 飼い主のいない猫に関するガイドラインを作成すること。
- ・ 上記事項については、不幸な猫を減らそうと活動するボランティアに配慮すること。

6 札幌市動物愛護推進協議会（仮称）の設置について

動物愛護推進協議会の設置については、今後の札幌市の動物愛護及び管理に関する施策の推進について、第三者が評価、助言、提案できる場は必要であり、今後、条例で規定し設置することについて賛成します。

4 パブリックコメントの手続き

基本構想（案）について、市民の皆様からご意見を募集しました。

(1) 意見募集の概要

ア 意見募集期間

平成 27 年 3 月 10 日（火）から平成 27 年 4 月 8 日（水）【30 日間】

イ 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール、持参

ウ 意見募集した資料の配布・閲覧場所

- ・札幌市役所本庁舎（2 階 市政刊行物コーナー）
- ・札幌市動物管理センター 本所（西区八軒 9 条東 5 丁目 1-31）
- ・札幌市動物管理センター 福移支所（北区篠路町福移 156 番地）
- ・札幌市保健所（中央区大通西 19 丁目 WEST19 3F）
- ・各区役所 市民部総務企画課広聴係
- ・各区役所 保健福祉部健康・子ども課（保健センター）
- ・札幌市ホームページ

(2) パブリックコメントの内訳

ア 意見の提出者数 179 名（団体：2 団体、個人：154 名、匿名：23 名）

イ 意見の件数 274 件

ウ 意見の内訳

分類	件数
第 1 章 動物愛護管理行政の現状と札幌市が抱える課題	計 53 件
第 2 章 動物愛護管理の基本的な考え方	計 17 件
1 基本構想の位置付け	(0 件)
2 基本構想の目標	(0 件)
3 基本施策	(17 件)
4 市民、行政及び関係機関の役割	(0 件)
第 3 章 基本構想の実現に向けて	計 181 件
1 札幌市の動物愛護管理に関する条例の制定	(166 件)
2 札幌市動物愛護管理推進計画（仮称）の策定	(0 件)
3 動物管理センターのあり方の検討	(15 件)
その他	計 23 件

*札幌市動物愛護管理基本構想（案）の構成にそって分類しています。

(3) パブリックコメントに基づく当初案からの修正点

市民の皆様からいただいたご意見を基に、当初案から3項目の修正、追記などを行いました。

No.	修正箇所	意見の概要	
		修正前	修正後
第1章 動物愛護管理行政の現状と札幌市が抱える課題			
1	【P.10】 3 札幌市の現状 (3) 犬猫に関する苦情・相談 イ 多頭飼育の問題・相談	<p>「多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態」と法文にあるように、この事態の中に「避妊去勢を実施せずに飼育し、頭数が増えている」ことも含まれ、繁殖防止措置を実施しないことだけが原因とは限らないことから、法の趣旨や文言を正確に表現すべきなので、「動物虐待のおそれがある事例として多数の動物の飼育や保管が適正でないことに起因する動物の衰弱等が規定されました。」のように変更する。</p>	
		<p>平成25年度の動物愛護管理法改正により、動物虐待のおそれがある事例として多頭飼育の崩壊(犬猫を避妊・去勢手術等の繁殖を防止する措置を実施せずに飼育し、その数が増え管理できなくなった状態)が規定されました。</p>	<p>平成25年度の動物愛護管理法改正により、動物虐待のおそれがある事例として多頭飼育の崩壊(犬猫を避妊・去勢手術等の繁殖を防止する措置を実施せずに飼育し、その数が増え管理できなくなった状態等)が規定されました。</p>
2	【P.19】 4 札幌市が抱える課題	<p>3割程度の飼い犬が～の部分、あたかも全体の犬の3割のような表現なので、「登録犬のうち、3割程度の犬が」とするべき。正確な表現とするのが良い。</p>	
	(2) 飼育動物の適正管理について	<p>…札幌市においては、3割程度の飼い犬が…</p>	<p>…札幌市においては、<u>登録犬</u>の3割程度の飼い犬が…</p>

No.	修正箇所	意見の概要	
		修正前	修正後
第2章 動物愛護管理の基本的な考え方			
1	【P.22】 3 基本施策	「飼い主の適正管理を進める」を「飼い主及び、動物取扱業者による適正管理を進める」に変更すべき。飼い主に限らず、動物の所有者はすべて適正管理を行うべきであるから。	
	【P.24】 図7 基本構想体系図	…飼い主の適正管理を進める「②動物の適正管理の推進」、…	… <u>飼い主や動物取扱業者</u> の適正管理を進める「②動物の適正管理の推進」、…
		飼い主に対して、飼育している動物が…	<u>飼い主や動物取扱業者</u> に対して、飼育している動物が…

(4) 意見の概要と札幌市の考え方

市民の皆様からいただいたご意見の概要については、類似の意見などはまとめさせていただいた上で、それに対する本市の考え方を示しています。

第1章 動物愛護管理行政の現状と札幌市が抱える課題			
No.	該当箇所	意見の概要	札幌市の考え方
1	<p>【P. 5-8】</p> <p>3 札幌市の現状</p> <p>(2) 犬猫の収容状況</p>	<p>次のデータを追加して欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引取り拒否の件数 ・路上で回収される犬死体頭数 	<p>基本構想策定の趣旨は、今後の札幌市の動物愛護管理行政の基本的な考え方を示すものであり、統計データについては、動物管理センターの現状をお知らせするものとしての出典となります。</p> <p>細かい統計データ等については、今後、策定を予定している動物愛護推進計画の中で示していきます。</p>
2	<p>【P. 11】</p> <p>3 札幌市の現状</p> <p>(3) 犬猫に関する苦情・相談</p>	<p>市民アンケートの中の(1) ペットを飼うことについて、ペットが好きかどうかについて、62.6%が好きと答えたことも入れるべき。</p>	<p>犬猫に関する苦情・相談という項目にそった内容の抜粋であり、今回は現状のとおりとします。</p>
3	<p>【P. 19】</p> <p>4 札幌市が抱える課題</p> <p>(1) 動物に対する愛護について</p>	<p>「犬猫の放棄や殺処分の数は依然として少なくない状況にあり」の後ろに「顕在化していない不適正飼育も相当数あると推測され」を挿入。放棄や遺棄をせずとも、つなぎっ放しや半野良状態、頭数過多など、明らかに不適切な飼育をしている市民も存在し、程度によっては動愛法に抵触する可能性などもここで指摘すべき。</p>	<p>いただいたご意見は今後の事業を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>

第1章 動物愛護管理行政の現状と札幌市が抱える課題			
No.	該当箇所	意見の概要	札幌市の考え方
4	<p>【P. 19】</p> <p>4 札幌市が抱える課題</p> <p>(2) 飼育動物の適正管理について</p>	<p>「札幌市においては」の後ろに、「法の規定や基準が遵守されているか、守られていない場合、勧告や命令、登録の取消などを積極的に行っていく」を挿入する。飼い主への啓発と同時に、動物取扱業者のモラルアップも非常に重要である。</p>	<p>行政としては、まずは、監視指導を強化し、適正な取扱い方についても啓発していくことが重要と考えており、いただいたご意見は今後の業務の参考とさせていただきます。</p>

第2章 動物愛護管理の基本的な考え方			
No.	該当箇所	意見の概要	札幌市の考え方
1	<p>【P. 22】</p> <p>3 基本施策</p>	<p>「犬の登録と狂犬病予防注射実施率の向上」を「未登録犬の実数把握と低減、狂犬病予防注射実施率の向上」に変更する。実施率の向上は、あくまでも登録されていることが前提であるから、まずは無登録の犬を減らすことに重きを置いた施策を進めたうえで、狂犬病予防注射の実施率の向上を目指すべきである。また、単なる未接種と高齢や病気などの理由で予防注射ができない場合の予防注射猶予数も分けて明記すると良い。法令遵守により、個人や業者による多頭飼育の抑止につながり、動物の福祉向上が見込めるほか、鑑札の装着により所有者不明犬の収容数を減らし、返還数を上げられること、また飼い主の心理的な飼養責任も明確になるなど、登録することによるメリットは大きく、改めて重要施策として推進していくべき。</p>	<p>狂犬病予防業務は重要な業務として位置付けており、犬の登録、予防接種について、普及啓発を毎年実施しているところです。引き続き、登録・予防注射について、普及啓発を重要施策として実施します。</p>

第2章 動物愛護管理の基本的な考え方			
No.	該当箇所	意見の概要	札幌市の考え方
2	<p>【P. 22】</p> <p>3 基本施策</p>	<p>保護収容動物の福祉向上とともに動物取扱業への施策、飼い主への施策もそれぞれ盛り込むべき。動物の数からいっても保護収容動物以上に取扱業の所有動物、飼い主の所有動物への福祉向上がまずメインである。</p>	<p>施策の方向性は、一つの例示として、現状を踏まえ明確に示せる内容を記載しています。</p> <p>いただいたご意見にあります、飼い主や動物取扱業者への動物の福祉向上に係る施策については、今後、動物愛護推進計画策定時に、具体的な内容を検討します。</p>

第3章 基本構想の実現に向けて			
No.	該当箇所	意見の概要	札幌市の考え方
1	<p>【P. 25】</p> <p>1 札幌市の動物愛護管理に関する条例の制定</p> <p>(1) 条例制定の必要性について</p>	<p>返還手数料が高額なため、所有動物が収容されていることを確認しても、名乗り出ない市民が相当数いると推定されるし、他都市と比較しても突出しているため、返還手数料は引き下げ、飼養管理費を引き上げ、早めの返還を促すのが望ましい。また、引取り手数料については、動愛法改正後の有料化制定であり、終生飼養の趣旨に照らして、北海道や他都市等よりも高めの金額を設定すべきである。</p>	<p>手数料については、条例制定時に、受益者負担の観点などを踏まえ、決定したいと考えています。</p>
2	<p>【P. 26】</p> <p>1 札幌市の動物愛護管理に関する条例の制定</p> <p>(2) 条例化を検討する事項</p>	<p>多頭飼育の実態を把握する制度を設けること、さらに多頭飼育者への精神的ケアのために精神保健関連部署と連携を図ることを記載してください。ただし、所有者のいない猫を減らす活動である地域猫対策（TNR 活動含む）は、届出制の趣旨・目的からは除外することを求めます。</p>	<p>多頭飼育の実態把握については、条例化を検討する事項として記載しているとおり、今後、多頭飼育の届出制の制定を検討していきます。</p> <p>また、飼育者の精神的ケアにかかる他部局との連携について、今後さらに連携を深めていきます。</p>

第3章 基本構想の実現に向けて			
No.	該当箇所	意見の概要	札幌市の考え方
3	<p>【P.26】</p> <p>1 札幌市の動物愛護管理に関する条例の制定</p> <p>(2) 条例化を検討する事項</p>	<p>以下の項目の制定に賛成します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項について ・多頭飼育の届出制度 <p>以下の項目を制定してほしい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実験動物飼養施設の届出制度 ・特定犬指定制度 ・飼い主のいない猫対策の推進・関連部署との連携 <p>以下の項目を削除してほしい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項について 	<p>条例化を検討する事項については、いただいたご意見を参考に、内容を検討します。</p> <p>また、条例制定時にも、パブリックコメントを実施し、市民の皆様からご意見をいただく予定となっています。</p>
4	<p>【P.27】</p> <p>3 動物管理センターのあり方の検討</p>	<p>本基本構想の実現のためには現在の2分化され、利便性の悪い管理センターでは、どう工夫しても物理的に無理であることからその拠点となる施設設備が無ければ絵にかいた餅である。また、大規模災害時の対策として、非常の事態における市民とペットの同行避難場所となる広さのある施設や敷地は必要不可欠である。この理想的な基本構想や新条例の円滑な運営、市民の新しい交流の場、札幌市の抱える課題解決のために、施設の集約移設は絶対に必要である。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、動物管理センターのあり方については、継続して検討していきます。</p>

その他の意見			
No.	該当箇所	意見の概要	札幌市の考え方
1		<p>以下の施策を実施してほしい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦痛の少ない殺処分 ・ 避妊去勢手術への助成 ・ 動物取扱業者への立入強化 ・ 動物取扱業者への立入結果の公表 ・ 動物実験施設への立入 ・ 実験動物及び産業動物を含めた災害対策の検討 ・ ドッグランの設置 ・ 広報さっぽろの活用 	<p>これらのご意見については、今後の事業を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>



札幌市動物愛護管理基本構想

発行：札幌市保健福祉局保健所動物管理センター

〒063-0869 札幌市西区八軒9条東5丁目1-31

TEL 011-736-6134 FAX 011-736-6137

<http://www.city.sapporo.jp/inuneko/>



札幌市

01-E06-15-694

27-1-69